#### 鹿沼市公共施設等民間提案制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、将来においても安全・安心な行政サービスを提供するため、 公共施設及び公的不動産(以下「公共施設等」という。)の更新又は利活用につい て、民間の自由な発想による創意工夫を生かした提案を募ることにより、行政 サービスの向上、公共施設等の維持管理に要する経費の削減等を目的とする。

(基本方針)

- 第2条 市長は、全ての公共施設等の更新及び利活用について民間から提案を募り、 公共施設等の設置目的、必要性等に応じ、それぞれ民間活力の導入について検討 するものとする。
- 2 市長は、原則として、既存施設の改修及び建替を除き、新たな公共施設等の設置をしないものとする。この場合において、行政サービスの向上、地域の活性化その他やむを得ない事情により公共施設等を設置するときは、前条に規定する目的(以下「制度目的」という。)に鑑み、当該公共施設等の設置について民間活力の導入を検討するものとする。

(提案の対象及び内容)

- 第3条 民間事業者は、この告示に基づき、本市が設置した全ての公共施設等に対し、提案することができる。ただし、次に掲げる提案を除く。
  - (1) 新たに公共施設等を設置する必要のある提案
  - (2) 既に他の民間事業者が利活用を行っている公共施設等において、単に、自ら が当該利活用を行う者になるための提案
  - (3) 既に公共施設等で行われている行政サービスの受託者になるための提案
  - (4) その他市長が制度目的の実現に適さないと認める提案
- 2 前項の規定による提案(以下「提案」という。)の内容は、行政サービスの向上、 公共施設等の維持管理に要する経費の削減及び地域の活性化を含むものでなけ ればならない。

(提案をすることができない者)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、提案をすることができない。
  - (1) 個人
  - (2) 提案を実施する意思、資力、信用、能力等を有さないと市長が認める者
  - (3) 法令等に違反して事業を実施している者

- (4) 市税を滞納している者
- (5) 本市が行う入札について、指名停止の措置を受けている者
- (6) 清算、破産、再生、更生等の手続が開始されている者
- (7) その他市長が公共施設等の管理運営を委ねる者として不適切であると認めるもの

(公共施設等の運営状況の公表)

- 第5条 市長は、民間事業者が制度目的の実現に有益な提案をすることができるよう、次に掲げる事項を公表するものとする。
  - (1) 公共施設等の名称、所在、設置目的、所管部署名その他の概要
  - (2) 公共施設等の維持管理に要している経費の額
  - (3) 公共施設等において実施している行政サービスの内容
  - (4) その他市長が制度目的の実現に資すると認める事項

(相談)

第6条 民間事業者は、提案について、市長と随時相談することができる。この場合において、市長は、正当な理由なく相談を拒んではならない。

(提案の実施)

第7条 民間事業者は、提案をしようとするときは、公共施設等活用提案書(様式 第1号)に資料を添えて、市長に提出しなければならない。

(提案内容の確認)

第8条 市長は、提案を受けたときは、当該提案をした民間事業者にヒアリングを 行い、その結果を公共施設等の民間提案ヒアリングシート(様式第2号)に記載 しなければならない。

(評価委員会)

- 第9条 市長は、提案を評価するため、鹿沼市公共施設等民間提案評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。
- 2 評価委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 提案の評価及び採用に関すること。
  - (2) 民間事業者の選定に関すること。
  - (3) 市長が民間事業者から徴収する額に関すること。
  - (4) 提案内容に応じた公共施設等の移管に関すること。

- (5) その他制度目的の実現に係る重要事項に関すること。
- 3 評価委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 副市長
  - (2) 総合政策部長
  - (3) 行政経営部長
  - (4) 提案のあった公共施設等及び関連事業を所管する部局長
  - (5) 公共施設等が所在する地区の代表者、公共施設等の利用者その他市長が必要に応じて指名する者
- 4 評価委員会に委員長を置き、副市長の職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、会議を招集し、会務を総理する。
- 6 評価委員会は、提案を適切に評価するため必要があると認めるときは、前項各 号に掲げる者以外の者を評価委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。
- 7 評価委員会の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、評価委員会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

### (提案の採用)

- 第10条 評価委員会は、提案の内容について評価し、採用、一部採用又は不採用 の意見を付して、市長に報告するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、評価委員会は、提案の採用に当たり課題の整理又は 解決、地元住民との調整等が必要であると認めるときは、継続協議の決定をする ことができる。この場合において、評価委員会は、当該提案をした民間事業者に 対し、期限を定めて所管部署と協議する旨を指示するものとする。
- 3 評価委員会は、前項の期限が経過したとき又は所管部署から継続協議の結果について報告を受けたときは、再度当該継続協議に係る提案を評価するものとする。ただし、当該提案をした民間事業者が提案を取り下げたときは、この限りでない。
- 4 市長は、第1項の規定による意見の報告を受けたときは、当該意見を参酌の 上、提案について採用、一部採用又は不採用のいずれかを決定するものとする。

#### (事業者の選定)

- 第11条 市長は、提案の内容が次の各号のいずれにも該当すると評価委員会に評価されたときは、事業化に向けた協議による合意を経て、1者随意契約の方法により、当該公共施設等の利活用を行う者を選定する。
  - (1) 提案を採用することにより、その公共施設等における行政サービスの向上又は地域活性化が著しく進展することが客観的に明らかであるもの

- (2) 提案を採用することにより、その公共施設等の整備又は維持管理に要する経費を著しく削減できることが客観的に明らかであるもの
- (3) その民間事業者が権利を有する商標、特許、知的所有権その他これらに準ずる高度なノウハウが、提案内容の実現に必要であるもの
- (4) 1 者随意契約以外の方法で公共施設等の利活用を行う者を選定することにより、前号の高度なノウハウが流失し、又は提案者の損失に繋がるおそれが高いこと。
- 2 前項に定めるもののほか、市長は、提案の内容が次の各号のいずれにも該当すると評価委員会により評価されたときは、事業化に向けた協議による合意を経て、 1者随意契約の方法により、当該公共施設等の利活用を行う者を選定する。
  - (1) 前項第1号及び第2号に該当すること。
  - (2) 同一の民間事業者が、本市にした提案と同種の提案を他の地方公共団体にし、 又は自ら事業化を検討している場合であって、本市よりも先に当該他の地方公 共団体が提案を採用し、又は自ら事業化することが決定されたときは、本市に 対する提案が実現されないおそれが著しく高いこと。
- 3 前2項の規定に該当しないときは、当該公共施設等の利活用を行う者は選定しないものとする。

(採用の取消)

第12条 市長は、事業化に向けた協議等により、提案された事業を実施できない 事由が発生した場合、前2条の規定に関わらず、採用を取り消すことができる。

(公表)

- 第13条 市長は、公共施設等の利活用を行う者を選定したときは、速やかにその 旨を公表するものとする。この場合において、市長は、鹿沼市情報公開条例(平 成9年鹿沼市条例第15号)第6条に規定する非公開情報を除き、公表すること ができるものとする。
- 2 前項の規定による公表は、市のホームページへの掲載によりするものとする。

(費用負担)

第14条 この告示に基づく提案に要する一切の経費は、民間事業者の負担とする。

(提案の取扱い)

第15条 市長は、提案に含まれる民間事業者独自の創意工夫、ノウハウ等が他の 民間事業者に漏れることがないよう十分に留意するものとする。 2 市長は、1 者随意契約以外の方法により提案のあった公共施設等の利活用を行 う者を選定する場合、提案により知った民間事業者独自の創意工夫、ノウハウ等 を設計、仕様等に含めてはならないものとする。

(教育財産に関する読替)

第16条 教育財産については、この告示中「市長」とあるのは、「教育委員会」と 読み替えるものとする。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、制度目的の実現に必要な事項は、市長が 別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

附則

この告示は、平成31年2月1日から施行する。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

## 公共施設等活用提案書

鹿沼市長 宛

 所在地

 名称

 提案者

 代表者氏名

 電話番号

1 提案の対象となる公共施設等

公共施設等の名称	
公共施設等の所在地	鹿沼市
事 業 名	

- 2 提案の具体的内容
  - (1)目的
  - (2) 実施内容
  - (3)効果
    - ①行政サービスの向上
    - ②財政負担の軽減
    - ③地域活性化
    - ④その他
  - (4)活用できるノウハウ等

3	提案の実施体	制				
(	1) 通常時の実	施体制				
(	2) 緊急事態発	生時体制、対	応方法等			
4	提案に係る収					
(	1) 概算経費額					
(	2) 資金の調達	方法等				
`	2) 英亚沙枫庄	17 IA 4				
5	その他					
(	1) 提案の実施	に関する課題				
(	2) 提案の実施	に関する鹿沼	市への要望			
4						
	主意事項)	III A 3.1	ndar a Sr. / La	— ) .2V .6 \ .	II A )- 1-1-1	
j		ない場合は、				いて、提系書
ç		紙の関係が分、必要に応じ				き、大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		、必要に心し 合は「なし」				
_				H & .we		C V 0
<b>&gt;</b>	<b>※職員記載欄(</b>	提案者は、記	載しないでく	ださい。)		
	受領	ヒアリング	評価委員会	継続協議	評価結果	決定
	/	/	/	/	/	/
	評価委員会の	評価結果				
	採 否	□ 採用 [	] 一部採用	□ 継続協調	義 □ 不採	用
	理 由					
	H					

## 提案団体の紹介

団	体	等	の	名	称												
団	体	等	の	種	別		営利その			N	РΟ	法人		市民団	体		)
代		₹	旻		者	役	職				氏	名					
所		在	Ē		地	₹		•			•		,				
				所	在	地											
	連絡			部	署	名											
)串			Д-	担	当者	名											
建			兀	電	話 番	号											
				F	A	X											
				E -	Ма	i 1											
団体等の設立年月日					日			年	月		日						
主	な事	業	, ì	舌 動	等												
従	業	員	等	の	数			(	人)	`		(	人	),		(	人)
					法人	にま	うっては	、星	<b></b> 記事	事項証	E明書						
		付				団体	にあ	っっては	、規	約、	会則	その他	設立趣旨	言が分	かる	もの	
添	,		書	書	類		事業	、清	5動等の	内名	すがら	うかる	パンフ	ノレット	等		
			Ħ	794		前年	度♂	決算書	なと	ご財務	多状态	己が分か	る資料	ŀ			
							提案	に良	目する他	市町	丁村で	ぎのま	<b>毛績が</b> 名	かる資	料		

# (注意事項)

- 1 「従業員等の数」の欄には、役員、従業員、会員、賛助会員などの種類及びその人数を記載してください。
- 2 任意で添付した書類がある場合は、「添付書類」の欄に当該書類の名称を記載してください。

## 公共施設等の民間提案ヒアリングシート

公共施設等の名	称						
公共施設等の所在	地 鹿沼市						
用 途 制	□ 市街化調整区域 □ 法令等 □ 補助金等の要件 ( )						
所 管 部	担 当 職 員 氏 名						
作 成 年 月	日 年 月 日 作 成 者						
1 提案者の情報							
団体等の名称							
所 在 地							
連 絡 先							
	区 分 □ 営利 □ 非営利						
団体等の区分等	業       種       □ 不動産       □ 福祉       □ 建設       □ 教育       □ NPO         □ その他(       )						
主な実績							
2 提案内容							
用途、事業等	□ 事務所 □ 工場 □ 福祉事業 □ 文化活動 □ 体験学習						
	□ 学校 □ 倉庫 □ 地域活動 □ その他( ) □						
実 施 期 間	年 月から 年 月まで(年間・か月)						
提案內容							
効 果	□行政サービスの向上 □財政負担の軽減 □地域活性化 □その他 ( )						
実 施 方 式	□ 自己所有(購入) □ 賃貸借 □ 市から受託						
支払可能金額	円(賃貸借及び委託にあっては、年額)						
建物の活用	□ 全部活用 □ 一部 ( ) □ なし						
建物の改修等	□ 改修 □ 現状維持 □ 撤去 費用負担意思 あり・なし						
土地の改修等	□ 改修 □ 現状維持 □ 撤去 費用負担意思 あり・なし						
課題・要望							
3 庁内調整	3 庁内調整						
関係 部署	□ なし □ あり (課名: )						
協議	□ 不要 □ 必要						